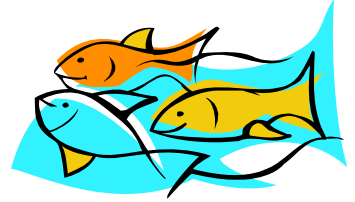


学習会「放射能と食品」

～水産物への影響と東京都の取り組み～

- 【日時】 2011年7月15日(金)10:30～12:30
 【会場】 東京都消費生活総合センター [参加人数] 111名
 【講師】 森田貴己氏(水産庁増殖推進部研究指導課研究管理官)
 平野直彦氏(東京都産業労働局農林水産部食料安全課長)
 【主催】 東京消費者団体連絡センター * 東京都消費者月間協賛事業



【開催趣旨】

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の農林水産物への影響については、新たな出荷制限作物等の広がりや消費者の不安が続いています。今回の学習会「放射能と食品」では、水産物への影響と東京都の取り組みについて学び、放射性物質の食品への影響について理解を進め、判断力を培って、風評被害に惑わされない責任ある消費行動につなげる一助としていきます。

<主な講演内容>

①「水産生物における放射性物質について」(森田研究管理官)

- 1954年の第5福竜丸の被爆をうけて開始した水産研究所における主な放射能検査の経緯と調査対象魚種について。
- 放射性元素の特性や傾向について、問題となっている放射性元素のヨウ素は甲状腺に溜まる傾向があり、セシウムはカリウムと同じ挙動を示し特定の臓器に蓄積し続けない。ストロンチウムはカルシウムと同じ挙動を示し骨に沈着(元素周期表参照)。
- 生物濃縮はかなり低く、食物連鎖を通じ、蓄積をし続けるわけではない。
- 魚中の塩類の流れは浸透圧による～海水>海産魚、淡水魚>淡水。海産魚中の放射能濃度は海水に依存する。

- 海産魚での放射性物質の放射性元素セシウムは、体内に入った海水中のカリウム、ナトリウムと一緒に19～84日後には、半分が排出されるので、蓄積し続けない。ただ淡水魚は50～340日に、半分が排出される。
- 海洋中での放射性物質はプランクトンなどに吸着し沈殿、また希釈、拡散される。
- モニタリングのサンプルについて(調査の仕方、機器、データ解析等)
- 水産物の放射性物質の検査状況は、福島県近くは検出されたが拡散、希釈されるため濃度も薄くなり広範囲などでは検出されていない。
- ストロンチウムについて、測定に1ヶ月かかる。試料のコウナゴ等では不検出。
- 水産物の放射性物質検査に関する基本方針について

結論～●放射性セシウムは、水銀や有機塩素化合物などのように、食物連鎖を通じて魚体内で、高濃度には濃縮されない。●魚体内にはいった放射性セシウムは、対外に排出されるので、蓄積し続けるわけではない。●規制値を超えた魚種は試験操業によって採取されたもので、暫定規制値を超える魚種が流通することはない。福島県では漁業は行なわれていない。●モニタリング検査は、継続して行なわれる。

②「東京都の取り組み～農林水産物の放射能検査や都民の声に応じて～」(平野食料安全課長)

○震災後の経過

○国への緊急要望として、「食品の放射能汚染状況の把握及び出荷規制対象地域の早期設定を求める」、「全県を対象とした広域出荷規制の解除と出荷しやすい環境づくりについて」、「EU向けに輸出される食品等に関する証明書の発行に係る要望」。

○国の通知に基づいた対応

○都内農産物の放射性物質の影響に係る対策会議を4月1日に設置

○検査機関(東京都健康安全研究センター、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)

○東京都の検査計画は、対象の農産物・選定農家を4月第4週から開始。農産物の採取・搬入・厚労省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づき検査。

○福島第一原子力発電所からの距離について。

○東京都の検査結果7/7は全て下回っている。

○東京都の相談窓口で受けた相談件数は、3月は1,688件、4月は475件、5月1,179件、6月1,112件でした。

今後の対応として

農林水産物の放射性物質の検査と結果の公表は当面の間継続。国等と連携して生産者等への情報提供、出荷制限等された場合の補償措置。

※消費者庁の協力を得て、「食品と放射能 Q&A」(消費者庁発行)を参加者全員に配布しました。

<質疑応答から>

Q. 東京都の農産物の検査についてはわかったが、他府県は同じように検査しているのか。米についてはどうか。

A. 他県も検査している。HPでは神奈川県、埼玉県など、各県の情報が掲載されている。厚生労働省の原発情報でも各都県の検査状況を見ることができる。米は6月27日に見直しが出され、生産地が検査している。

Q. 東京で生産された物で検査がされていないものや流通しているもので、消費者の視点から検査品目はさらに加わらないのか。

A. 都内の生産物は、重点的にチェックすべきと示されたほうれん草などを検査しているが、新たに旬のものや、多く作っているものが加わってきている。他県からの流通品は生産地で検査する。

Q. 漁場と水揚げ港との関係で、漁業はどのようになっているか。

A. 現在、福島県全域で沿岸漁業はしていない。また、原発から20km圏内の警戒区域はもちろん、20-30kmは緊急時避難区域で網を入れることも禁止されている。

Q. それぞれの水産研究所の調査対象魚種は、どのように決めたのか。

A. 通常モニタリングは、魚は表層と深層などの生息域で決めており、その他は軟体類や甲殻類といった種類で決めている。福島は、現在採取できるものはすべて検査をしている。今後も対象を増やしていく。



アンケートより(回収枚数 73枚)

- ・説明が大変わかり易く、少し安心できた。
- ・水産物への生物濃縮が基本的には少ないことが良く理解できた。正しい情報の重要性を感じた。
- ・調査の程度・方法・期間など良くわかりました。また、以前からもきちんと調査しているということに安心しました。
- ・魚について非常に不安でした。回遊魚について特にです。少し安心して食べることができるかなと思います。でも、海底に濃縮された汚泥はどうなのかな?です。
- ・東京都がきちんとやってくださっているのが良くわかりました。
- ・今後も検査の継続、消費者への情報提供をお願いします。今後根から吸収される作物に着目した検査をしてください。

<まとめ>

参加者は、消費者団体、生協役職員・組合員、一般消費者、国や東京都・市職員、事業者等、幅広い分野から100人を超えました。質問時間が不十分でしたが、わかりやすい話と安心感につながる内容や質疑応答で理解が進み、タイムリーな企画だった等の声が多く寄せられました。今後の継続した学習会の要望も結構あり、情報提供を含め可能な対応を続けていきます。